

7. 原子力災害対策計画編

目次

第1章 総 則	
第1節 計画の目的	6
第2節 計画の性格	6
1 茨城町域における原子力災害対策の基本となる計画	
2 町における他の災害対策との関係	
3 計画の作成又は修正	
第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱	7
第1 町が行う業務	
第2 町教育委員会の行う業務	
第3 県及びその他原子力防災機関の業務	
第4節 計画の対象となる範囲	14
第5節 特定事象に該当しない事故への対応	14
第2章 原子力災害事前対策	
第1節 安全確保の基本方針	15
第2節 放射線の監視等	15
第3節 国・県・関係市町村等との連携	15
第4節 災害応急体制及び設備の整備	16
1 町の活動体制の整備	
2 オフサイトセンター活動への協力	
3 防災関係機関の体制等	
4 広域的応援体制の拡充・強化	
5 長期化に備えた動員体制の整備	
第5節 原子力事業者における防災体制の確立等	18
1 県及び市町村との連携	
2 原子力事業者防災業務計画に関する対応	
3 報告の徴収と立入調査	
第6節 情報の収集・連絡体制等の整備	19
1 情報の収集・連絡体制の整備	
2 情報の分析整理	
3 通信手段・経路の多様化	
第7節 情報伝達・住民広報体制の確立	22
1 情報伝達・住民広報の手段の整備	
2 住民等への的確な情報伝達体制の整備	
第8節 避難計画等の整備	23
1 避難計画の作成	
2 避難所等の整備	
3 学校等施設における避難計画の整備	
4 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備	
5 住民等の避難状況の確認体制の整備	
6 避難場所・避難方法等の周知	

第9節	災害時要援護者への対応	25
1	災害時要援護者に対する防災体制の整備	
2	災害時要援護者に配慮した情報伝達体制の確立	
3	防災知識の普及	
第10節	防災関係資機材の整備	26
1	救助・救急活動資機材の整備	
2	防災関係資機材の維持管理	
3	防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備	
第11節	物資の調達、供給活動	26
第12節	緊急輸送体制の整備	27
1	専門家の移送体制の整備	
2	緊急輸送路の確保体制等の整備	
第13節	教育及び防災訓練等の実施	27
1	防災業務関係者等の研修	
2	訓練計画の策定	
3	実践的な訓練の実施と事後評価	
4	自主防災組織等の育成	
第14節	住民に対する防災知識の普及	29
第15節	行政機関の業務継続計画の策定	29
第3章	緊急事態応急対策	
第1節	基本方針	30
第2節	事故発生時における連絡及び初期活動	30
1	事故発生時の通報連絡	
2	事故発生時の広報	
3	関係機関相互の連絡	
4	町の活動体制	
5	初期活動	
第3節	特定事象発生時における連絡	32
1	原子力事業所が行う通報	
2	放射線監視における異常検知時の知事からの連絡	
第4節	活動体制の確立	33
1	事故発生時における町の体制及び職員の配備体制	
2	職員の動員配備体制の決定	
3	茨城町災害警戒本部の設置	
4	茨城町災害対策本部の設置	
5	原子力災害合同対策協議会への出席等	
6	災害対策本部の廃止基準	
第5節	事故発生事業所の原子力防災要員等の派遣	36

第6節	関係機関等への応援要請及び派遣要請等	37
1	県への協力	
2	応援要請及び職員の派遣要請等	
3	自衛隊の派遣要請等	
4	原子力被災者生活支援チームとの連携	
第7節	情報収集・広報	38
1	情報の収集及び共有	
2	情報の管理	
3	広報の基本方針	
4	町の行う広報	
5	学校等公共機関への指示	
6	事故の各段階に応じた広報	
第8節	避難・屋内退避	41
1	避難・屋内退避の指標	
2	避難・屋内退避等の防護活動の実施	
3	避難所の開設・運営	
4	安定ヨウ素剤の予防服用	
5	学校等施設における避難措置	
6	不特定多数の者が利用する施設における避難措置	
7	飲食物、生活必需品等の供給	
8	警戒区域の設定、避難勧告・指示の実行を上げるための措置	
9	治安の確保及び火災の予防	
第9節	災害時要援護者等への配慮	48
1	広報	
2	避難・屋内退避等	
第10節	緊急輸送活動	49
1	緊急輸送の順位	
2	緊急輸送の範囲	
3	緊急輸送体制の確立	
4	緊急輸送のための交通確保	
第11節	救助・救急、消火及び医療活動	50
1	救助・救急及び消火活動	
2	医療措置	
第12節	飲食物に関する措置	51
1	暫定飲食物摂取制限	
2	飲料水に関する措置	
3	農畜産物に関する措置	
第13節	防災業務関係者の安全確保	53
1	防災業務関係者の安全確保	
2	防護対策	
3	防災業務関係者の放射線防護	

第14節	自発的支援の受入れ等	54
1	ボランティアの受入れ	
2	国民等からの義援物資、義援金の受入	
第15節	行政機関の業務継続に関する措置	54
第4章 原子力中長期対策		
第1節	基本方針	55
第2節	緊急事態解除宣言後の対応	55
第3節	原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定	55
第4節	放射物質による環境汚染への対策	55
第5節	各種制限措置の解除	55
第6節	災害地域住民に係る記録等	56
1	被災住民の登録	
2	被害調査の実施	
3	災害対策措置状況の記録	
4	被災者の生活の支援	
第7節	住民の健康相談体制の整備	56
第8節	風評被害等の影響の軽減	56
第9節	災害対策本部の解散	57
1	解散	
2	解散の通知等	

第1章 総則

第1節 計画の目的

この計画は、「災害対策基本法」（昭和36年法律第223号）及び「原子力災害対策特別措置法」（平成11年法律第156号、以下「原災法」という。）に基づき、原子力事業者の原子炉の運転等（加工，原子炉，貯蔵，再処理，廃棄，使用（保安規定を定める施設））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し，原子力災害の復旧を図るために必要な対策について，茨城町がとるべき措置を定め，総合的かつ計画的な原子力防災事務又は業務の遂行によって，住民の生命，身体及び財産を原子力災害から保護することを目的とする。

第2節 計画の性格

1 茨城町域における原子力災害対策の基本となる計画

この計画は，町域内に係る原子力災害対策の基本となるものであり，国の防災基本計画原子力災害対策編及び県の地域防災計画（原子力災害対策計画編）に基づいて作成したものであって，指定行政機関，指定地方行政機関，指定公共機関及び指定地方公共機関が作成する防災業務計画と抵触することがないように，緊密に連携を図った上で作成されたものである。

町等関係機関は想定される全ての事態に対して対応できるよう対策を講じることとし，たとえ不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

2 町における他の災害対策との関係

この計画は，「茨城町地域防災計画」の「原子力災害対策計画」として定めるものであり，この計画に定めのない事項については，放射性物質等の事業所外運搬中の事故等に対する対策については，「茨城町地域防災計画（危険物災害対策計画）」に拠るものとし，特に定めがない事項については，「茨城町地域防災計画（震災対策計画）」に拠るものとする。

3 計画の作成又は修正

この計画は，災害対策基本法第42条の規定に基づき，毎年検討を加え，防災基本計画又は町の体制，組織等の見直しにより修正の必要があると認める場合にはこれを変更するものとする。

この計画の作成又は修正に際しては，原子力規制委員会が定める「原子力災害対策指針」及び県の地域防災計画（原子力災害対策計画編）に基づくものとする。

第3節 防災関係機関の処理すべき事務又は業務の大綱

原子力防災対策に関し、町は、県及び防災関係各機関と協力し、職員の教育・訓練、設備・資機材の整備等により各機関自らの事務または業務を処理するために必要な体制を平常時から整備しておくほか、おおむね次の事務又は業務を処理するものとする。

第1 町が行う業務

- ア 地域防災計画（原子力災害対策計画）の作成及び修正
- イ 災害状況等の把握及び関係機関への通報連絡
- ウ 消防対策
- エ 町災害対策本部または町災害警戒本部の設置及び解散
- オ ボランティアの受け入れ
- カ 住民に対する広報及び情報伝達
- キ 住民の避難、屋内退避等、救助及び立入制限
- ク 緊急被ばく医療措置への協力
- ケ 被ばく者、一般傷病者の救急搬送
- コ 飲食物の摂取制限等
- サ 緊急輸送及び必要物資の調達・供給
- シ 環境中の放射性物質の除去等
- ス オフサイトセンターへの要員の派遣
- セ 各種制限措置の解除
- ソ 被害状況の調査及び被害者の生活の支援
- タ 県の行う原子力防災対策に対する協力

第2 町教育委員会の行う業務

- ア 幼児、児童、生徒への防災知識の普及
- イ 幼児、児童、生徒の避難・屋内退避等の実施
- ウ 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力

第3 県及びその他原子力防災機関の業務

1 茨城県

- ア 県地域防災計画（原子力災害対策計画編）の作成及び修正
- イ 環境放射線の監視
- ウ 災害状況等の把握及び関係機関への通報連絡
- エ 県災害対策本部等の設置・解散
- オ 自衛隊・国の専門家の派遣要請，受け入れ
- カ 所在・関係周辺市町村の防災対策に関する指示，指導，助言及び協力
- キ 隣接県，市町村等への防災対策に関する情報伝達，応援協力要請等
- ク ボランティアの受け入れ
- ケ 緊急時環境放射線モニタリングの実施
- コ 県民に対する広報及び情報伝達
- サ 住民の避難・屋内退避等，救助及び立入制限に関する所在・関係周辺市町村への指示
- シ 緊急被ばく医療措置の実施
- ス 飲食物の摂取制限に関する所在・関係周辺市町村等への指示
- セ 緊急輸送及び必要物資の調達
- ソ 環境中の放射性物質の除去等
- タ 各種制限措置の解除
- チ 被害状況の調査及び被災者の生活の支援

2 茨城県教育委員会

- ア 幼児，児童，生徒への防災知識の普及
- イ 幼児，児童，生徒の避難・屋内退避等の実施
- ウ 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力

3 茨城県警察本部

- ア 防護対策区域に係る立入制限，交通規制，住民の避難誘導等の警備

4 その他の市町村

- ア 所在・関係周辺市町村は各市町村の原子力防災計画による
- イ その他の市町村は，住民に対する広報及び情報伝達，避難所の開設，避難誘導等への応援

5 指定地方行政機関

(1) 関東管区警察局

- ア 管区内各県警察の災害警備活動及び相互援助の調整
- イ 警察通信の確保と統制
- ウ 管区内各県警察及び防災関係機関等からの情報収集並びに連絡・通報

(2) 関東財務局

- ア 地方公共団体に対する災害融資
- イ 原子力災害時における金融機関の緊急措置の指示
- ウ 国有財産の無償貸与

- (3) 関東信越厚生局
 - ア 関係職員の現地派遣
 - イ 関係機関との連絡調整

- (4) 関東経済産業局
 - ア 原子力事業所の災害に関する情報収集及び防災に関する協力
 - イ 生活必需品、普及資材など防災関係物資の円滑な供給確保
 - ウ 商工鉅業の事業者の業務の正常な運営確保
 - エ 被災中小企業の振興

- (5) 茨城労働局
 - ア 労働者の被ばく管理の監督指導
 - イ 労働災害調査及び労働者の労災補償
 - ウ 原子力事業所の事故の際における労働者健康管理の指示

- (6) 関東農政局
 - ア 主要食糧の需給調整
 - イ 被災地周辺農林畜水産物等の安全性の確認
 - ウ 災害時における生鮮食料品等の供給
 - エ 被災農林漁業者等への災害金融措置の要請
 - オ 風評災害等の防止対策

- (7) 関東地方整備局
 - ア 迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え
 - イ 原子力防災に関する研究等の推進
 - ウ 情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び通信の確保
 - エ 活動体制の確立
 - オ 関係者への的確な情報伝達活動
 - カ 災害復旧に関すること

- (8) 関東森林管理局
 - ア 国有林野等の被害状況に関する情報の収集及び提供
 - イ 国有林野内の放射性物質の汚染対策

- (9) 関東運輸局
 - ア 自動車運送業者に対する運送協力要請
 - イ 自動車の調達及び被災者，災害必需物資等の輸送調整
 - ウ 応急海上輸送の輸送力の確保

- (10) 東京航空局（百里空港事務所）
 - ア 原子力施設上空の飛行規制とその周知徹底
 - イ 飛行場使用の相互調整

- (11) 第三管区海上保安本部
 - ア 船艇，航空機等による原子力災害情報の伝達
 - イ 避難に関する情報の伝達・避難誘導等
 - ウ 海上における緊急時環境放射線モニタリングの支援
 - エ 通行船舶に対する航行の制限及び航泊禁止等の措置
 - オ 海上における救助・救急活動
 - カ 緊急輸送に関すること
 - キ 海上における治安の確保

- (12) 東京管区气象台
 - ア 気象状況の把握
 - イ 気象に関する資料・情報の提供
 - ウ 緊急時環境放射線モニタリングへの支援

- (13) 関東総合通信局
 - ア 非常無線通信の確保等及び関東地方非常通信協議会の運営
 - イ 防災及び災害対策用無線局の開設，整備についての指導
 - ウ 災害対策用無線機及び災害対策用移動電源車の貸し出し
 - エ 非常災害時における重要通信の疎通を確保するため，無線局の開局，周波数等の指定変更及び無線設備の設置場所等の変更を口頭等により許認可を行う特例措置の実施（臨機の措置）
 - オ 電気通信事業者及び放送局の被災・復旧状況等の情報提供

6 自衛隊

- ア 緊急時環境放射線モニタリングの支援
- イ 被害状況の把握
- ウ 避難の援助
- エ 行方不明者等の捜索援助
- オ 消防活動
- カ 応急医療，救護
- キ 人員及び物資の緊急輸送
- ク 危険物の保安及び除去
- ケ その他災害応急対策の支援に関する

7 指定公共機関

- (1) 東日本電信電話株式会社（茨城支店）
 - ア 公共機関等の防災関連の重要通信及び避難所等の臨時回線の優先的確保

- (2) 株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ（茨城支店）
 - ア 防災関係機関や避難所等の通信の確保

- (3) KDDI株式会社（水戸支店）
 - ア 防災関係機関や避難所等の通信の確保

- (4) 日本銀行（水戸事務所）
 - ア 通貨の円滑な供給の確保
 - イ 金融機関の間の資金決済の円滑の確保
 - ウ 金融機関の業務運営の確保
 - エ 金融機関による金融上の措置の実施
 - オ 上記各業務にかかる広報

- (5) 日本赤十字社（茨城県支部）
 - ア 医療救護活動の実施
 - イ 災害救助への協力
 - ウ 救援物資の配分

- (6) 日本放送協会（水戸放送局）
 - ア 広報
 - イ 原子力災害情報及び各種指示等の伝達

- (7) 東日本高速道路株式会社（関東支社）
 - ア 高速自動車国道等の交通の確保

- (8) 独立行政法人日本原子力研究開発機構
原子力緊急時支援・研修センター等を通じての次のような原子力防災対策への支援・協力
 - ア 国，県，所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時環境放射線モニタリング，緊急被ばく医療活動，広報活動等）
 - イ 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止，汚染拡大防止等）
 - ウ 原子力防災に必要な教育・訓練

- (9) 日本原子力発電株式会社
 - ア 国，県，所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な支援・協力（緊急時環境放射線モニタリング，緊急被ばく医療活動，広報活動等）
 - イ 原子力事業者が実施する原子力防災対策への専門的・技術的支援（事故拡大防止，汚染拡大防止等）
 - ウ 原子力防災に必要な教育・訓練

- (10) 東日本旅客鉄道株式会社（水戸支社），日本貨物鉄道株式会社（水戸営業支店）
 - ア 災害対策用物資及び避難者の輸送への協力

- (11) 日本通運株式会社（東京東支店）
 - ア 災害対策用物資の輸送への協力

- (12) 東京電力株式会社
 - ア 災害時における電力供給に関すること

- (13) 日本郵便株式会社（関東支社）
 - ア 被災者に対する郵便葉書等の無償交付
 - イ 被災者が差し出す郵便物の料金免除
 - ウ 被災地あて救助用郵便物の料金免除
 - エ 災害時における郵便局窓口業務の維持に関すること

8 指定地方公共機関

- (1) 医療関係団体（社団法人茨城県医師会,公益社団法人茨城県看護協会,社団法人茨城県薬剤師会）
 - ア 緊急被ばく医療等の医療救護活動への協力
 - イ 健康影響調査（健康診断等）への協力
- (2) 運輸機関（茨城交通株式会社, 関東鉄道株式会社, 鹿島臨海鉄道株式会社, 社団法人茨城県トラック協会, 日立電鉄交通サービス株式会社, JRバス関東株式会社, 一般社団法人茨城県バス協会）
 - ア 避難者及び災害対策用物資の輸送協力
- (3) 報道機関（株式会社茨城新聞社, 株式会社茨城放送）
 - ア 広報
 - イ 原子力災害情報及び各種指示等の伝達

9 公共的団体及びその他防災上重要な施設の管理者

- (1) 農業協同組合（茨城町では, 水戸農業協同組合の茨城支店とひぬま支店）
 - ア 汚染農産物の出荷制限等応急対策の指導
 - イ 食糧供給支援
- (2) 森林組合（茨城町では, 該当なし）
 - ア 汚染林産物に関する対策の指導
- (3) 漁業協同組合（茨城町では, 大湊沼漁業協同組合）
 - ア 漁船等への広報協力
 - イ 汚染水産物の出荷制限等応急対策の指導
- (4) 商工会議所, 商工会（茨城町では, 茨城町商工会）
 - ア 救助用物資, 復旧資材の確保, 協力, 斡旋
- (5) 学校法人
 - ア 幼児, 児童, 生徒への防災知識の普及
 - イ 幼児, 児童, 生徒の避難・屋内退避等の実施
 - ウ 避難・屋内退避等に係る学校施設の使用への協力
- (6) 社団法人茨城原子力協議会
 - ア 広報
 - イ 県・市町村が実施する災害応急対応への協力

- (7) 原災法対象原子力事業所（指定公共機関としての業務を除く）
 - ア 原子力事業者防災業務計画の作成及び修正
 - イ 原子力施設の危険時の措置を含む防災管理
 - ウ 防災上必要な社内教育及び訓練
 - エ 自衛防災組織の充実・強化
 - オ 環境放射線監視の実施及び協力
 - カ 通報連絡
 - キ 事故拡大防止及び汚染拡大防止措置
 - ク 災害状況の把握及び報告
 - ケ 緊急時環境放射線モニタリングの実施及び協力
 - コ 緊急被ばく医療活動の実施及び協力
 - サ その他、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な協力

- (8) その他の原子力事業所（指定公共機関としての業務を除く）
 - ア 緊急時環境放射線モニタリングへの協力
 - イ その他、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災対策への積極的な協力

- (9) 報道機関（日本放送協会（水戸放送局）、株式会社茨城新聞社及び株式会社茨城放送を除く）
 - ア 広報
 - イ 原子力災害情報及び各種指示等の伝達

- (10) 社団法人茨城県放射線技師会、社団法人茨城県臨床検査技師会
 - ア 緊急被ばく医療活動への協力
 - イ 健康影響調査（健康診断等）への協力

第4節 計画の対象となる範囲

この計画の対象となる原子力事業所は、原災法第2条第4号に規定する原子力事業所とし、原子力災害対策を重点的に実施すべき区域の範囲は、「原子力災害対策指針」において示されている「実用発電用原子炉の予防的防護措置を準備する区域（PAZ）及び緊急防護措置を準備する区域（UPZ）のめやす」並びに「実用発電用原子炉以外の原子力災害対策重点区域」を基準とする。

原子力災害対策重点区域 独立行政法人日本原子力研究開発機構
大洗研究開発センター「常陽」から8km以内の地域

- ・前谷・長洲・台・遠西・後谷・宮前・中石崎・枳原・若宮・東永寺・飯塚・金沢
- ・網掛・昭和・宮ヶ崎・宮ヶ崎第4・宮ヶ崎第5・宮ヶ崎日進

緊急時防護措置を準備すべき区域（UPZ区域） 日本原子力発電(株)東海第2発電所から30km以内の区域

- ・長岡・長岡第2・矢頭東・矢頭西・矢頭北・矢頭中丸原・植農・谷田部・小鶴
- ・三島・前田第1・前田第2・前田第3・前田東・下郷・上郷・大畑・馬渡・近藤
- ・常井・大山原・瑞穂・明光台団地・桜団地・桜の郷・木部東部・木部西部・飯沼
- ・上飯沼・下飯沼・下土師新地・下土師宿・下土師仲塚・赤坂・奥谷・桜丘団地
- ・サングリーン奥谷・越安・蕎麦原・駒渡・千勝・野曾・野曾後谷・南栗崎・南川又
- ・秋葉・南島田・神谷・増山・坂東・鳥羽田・小幡・五里峰・古宿・千貫桜・小堤
- ・駒場・神宿・本郷・海老沢・城之内・宮ヶ崎・宮ヶ崎第4・宮ヶ崎第5
- ・宮ヶ崎第6・宮ヶ崎日進・網掛・昭和・船渡・東永寺・飯塚・中山・新興・前原
- ・金沢・中石崎・枳原・宮前・長洲・遠西・台・前谷・後谷・若宮

参考 日本原子力発電(株)東海第2発電所から30km以外の区域

- ・木部南部・上飯沼南部・生井沢憲生・生井沢協栄・下雨ヶ谷・上雨ヶ谷・下座

第5節 特定事象に該当しない事故への対応

原災法第10条に規定する特定事象に該当しない事故に対しても、事故に対する住民の不安、動揺等の緩和を図るため、周辺住民が受ける恐れがある被ばく線量に着目して、県による事故のケース分類に基づき、事故の状況に応じた環境放射線モニタリングの強化、町民への積極的な情報提供、注意喚起等の対応を図る。

第2章 原子力災害事前対策

第1節 安全確保の基本方針

本章は、原災法及び災害対策基本法に基づき実施する予防体制の整備及び原子力災害発生時の事前対策を中心に定めるものである。

- 1 原子力事業者は、安全が全てに優先するとの原則の下、原子力施設及びその周辺の安全を確保し、もって住民の健康を保護する責務を有することを認識し、関係諸法令、原子力安全協定等の遵守はもとより、自己の原子力施設の使用・運転・管理に万全の措置を講ずるものとする。
- 2 町は、原子力安全協定等を積極的に運用することにより、原子力施設の使用・運転・管理が安全第一に行われるように、原子力事業者に対して、県と密接に連携しながら安全管理体制等について確認するとともに、適時適切な要請を行うものとする。

第2節 放射線の監視等

町は、県、原子力事業者が実施している環境放射線の監視結果及び県の環境放射線監視委員会における監視結果の総合的な評価を定期的に確認することとする。

また、原子力防災対策が迅速かつ確実に実施できるよう、各種資料の収集を図るものとする。

第3節 国・県・関係市町村等との連携

町は、地域防災計画（原子力災害対策計画）の作成及び修正、原子力事業所の防災体制に関する情報の収集及び連絡、地域ごとの防災訓練の実施、緊急事態応急対策等拠点施設（オフサイトセンター）の防災拠点としての活用、住民に対する原子力防災に関する情報伝達、事故時の連絡体制、防護対策などの対応等について、国、県、所在・関係周辺市町村、警察、自衛隊、海上保安庁、消防機関、原子力事業者、指定（地方）公共機関等と「茨城県原子力防災連絡協議会」の場等を通じて、平常時より密接な連携を図るものとする。

第4節 災害応急体制及び設備の整備

1 町の活動体制の整備

(1) 警戒態勢をとるために必要な体制

町は、警戒事象又は特定事象発生の通報を受けた場合、速やかに職員の非常参集、情報の収集・連絡が行えるよう、あらかじめ非常参集職員の名簿等を含む体制図を作成し、参集基準や連絡経路を明確にしておくなど、職員の参集体制の整備を図るものとする。また、事故対策のための警戒態勢をとるためのマニュアル等の作成など必要な体制を整備するものとする。

(2) 災害対策本部体制等の整備

町は、警戒事象発生の通報を受けた場合に、副町長を本部長とする災害警戒本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害警戒本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

町は、特定事象が発生した場合及び内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言を発出した場合に、町長を本部長とする災害対策本部を迅速・的確に設置・運営するため、災害対策本部の設置場所、職務権限、本部の組織・所掌事務、職員の参集配備体制、本部運営に必要な資機材の調達方法等についてあらかじめ定めておくものとする。

また、町は、迅速な防護対策の実施が必要となった場合に備え、防護対策の指示を行うための体制について、あらかじめ定めておくものとする。この際、意思決定については判断の遅滞がないよう、意思決定者への情報の連絡及び指示のための情報伝達方法と、意思決定者不在時の代理者をあらかじめ取り決めておくものとする。

(3) オフサイトセンターにおける立ち上げ準備体制

町は、特定事象又は警戒事象発生の通報を受けた時、現地での応急対策の拠点となるオフサイトセンターが直ちに機能するよう、あらかじめ職員の派遣体制を整備するものとする。

(4) 現地事故対策連絡会議への職員の派遣体制

町は、オフサイトセンターにおいて、防災関係機関が情報を共有し、調整を行う現地事故対策連絡会議へ職員を迅速に派遣するため、あらかじめ派遣職員を指定するとともに、派遣手段等を定めておくものとする。

(5) 原子力災害合同対策協議会への職員の派遣体制

町は、オフサイトセンターにおいて、防災関係機関が一同に会し、各種防護対策を実施、調整する原子力災害合同対策協議会に派遣する職員をあらかじめ定めるとともに、機能班における役割、権限等について国、県等と協議して定めておくものとする。

(6) 緊急時モニタリング体制

町は、町域内で実施する県の緊急時環境放射線モニタリング（以下「緊急時モニタリング」という。）への協力を行うための体制を整備するものとする。

2 オフサイトセンター活動への協力

- (1) 県は、原子力災害発生時に、国、市町村、事業者等の関係者が一同に会して、緊急時モニタリング、被ばく医療、避難やこれら住民への情報発信等の防護対策を円滑に実施するため、ひたちなか市西十三奉行地区に緊急事態応急対策等拠点施設（以下「オフサイトセンター」という。）を整備し、町は、原子力災害発生時におけるオフサイトセンターへの派遣要員をあらかじめ定めて、日常から、オフサイトセンターにおける活動に関し、国・県等が主催する協議、訓練等に参加するものとする。
- (2) 町は、原子力事業所において特定事象が発生した場合に、オフサイトセンターに設置される国の現地事故対策連絡会議及び原子力緊急時支援・研修センターと即座に連携し活動できるよう、あらかじめ国、所在・関係周辺市町村、原子力事業者、独立行政法人日本原子力研究開発機構（以下「原子力機構」という。）等と十分協議しておくものとする。
- (3) 町は、国、県、所在・関係周辺市町村と共同して、原子力災害合同対策協議会及び機能班が円滑に活動できるよう、運営要領の作成に協力するものとする。

3 防災関係機関の体制等

町は、原子力災害応急対策が的確かつ円滑に実施できるよう、県の防災関係機関、国の原子力防災専門官と、町地域防災計画（原子力災害対策計画）の作成及び修正、地域の防災訓練の実施、オフサイトセンターにおける活動への対応、町民に対する原子力防災に関する情報伝達等について、「茨城県原子力防災連絡協議会」の場等を通じて平常時より密接な連携を図るものとする。

4 広域的応援体制の拡充・強化

- (1) 町は、県の協力のもと、他の市町村間との応援協定の締結の促進を図り、応援体制の整備、充実を図る。
- (2) 町は、広域の市町村間の協定等に基づく消防相互応援体制の強化、緊急消防援助隊による救助活動等の支援体制の充実等市町村相互の応援体制の整備、充実に努める。
- (3) 町は、知事に対し、自衛隊への派遣要請が迅速に行えるよう、あらかじめ要請の手順、連絡窓口、連絡の方法を取り決めておくとともに、受入体制の整備等必要な準備を整えておくものとする。

5 長期化に備えた動員体制の整備

町は、国、県、所在・関係周辺市町村、関係機関と連携し、事態が長期化した場合に備え、職員の動員体制をあらかじめ整備しておくものとする。

第5節 原子力事業者における防災体制の確立等

原子力事業者は、平常時から県、所在・関係周辺市町村と協調し、防災情報の収集及び提供等の相互連携体制を整備しておくとともに、自衛消防体制の充実強化に努めるものとする。

1 県及び市町村との連携

(1) 地域防災計画（原子力災害対策計画編）の尊重

原子力事業者が原子力災害対策を実施する際には、県、所在・関係周辺市町村が作成する地域防災計画（原子力災害対策計画編）にも従うこととし、平常時から、同計画を原子力防災要員等に周知徹底する。

(2) 原子力防災教育・訓練

原子力事業者は、国、県、所在・関係周辺市町村が実施する原子力防災訓練に対し共催又は参加協力する。

2 原子力事業者防災業務計画に関する対応

(1) 町は、原子力事業者が作成または修正しようとする原子力事業者防災業務計画について、県から送付された場合、必要に応じて速やかに意見を具申するものとする。

(2) 町は、原子力事業者から原子力防災組織の原子力防災要員の現況について届出が県にあった場合、県よりその写しを受領する。

(3) 町は、原子力事業者から原子力防災管理者又は副原子力防災管理者の選任又は解任の届出が県あった場合、県よりその写しを受領する。

(4) 町は、原子力事業者から放射線測定設備及び原子力防災資機材の現況について県に届出があった場合、その写しを受領する。

3 報告の徴収と立入調査

町は、県等と連携して、原子力事業者が行う原子力災害の予防（再発防止を含む）等のための措置が適切に行われているかどうかについて、必要に応じて、原子力事業者から報告を徴収して、適時適切な立入調査を実施する。

第6節 情報の収集・連絡体制等の整備

1 情報の収集・連絡体制の整備

(1) 町と関係機関相互の連携体制の確保

町は、原子力災害に対し万全を期すため、国、県、所在・関係周辺市町村、原子力事業者その他防災関係機関との間において確実な情報の収集・連絡体制を確保するとともに、これらの防災拠点間における情報通信のためのネットワークを強化するものとする。

- ・事業者からの連絡を受信する窓口（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段や連絡先を含む）
- ・防護対策に関係する社会的状況把握のための情報収集先
- ・防護対策の決定者への連絡方法（報告内容、通信手段、通常的意思決定者が不在の場合の代替者（優先順位つき）を含む。）
- ・関係機関への指示連絡先（夜間・休日等の勤務時間外の対応、通信障害時なども考慮した、代替となる手段（衛星電話等非常用通信機器等）や連絡先を含む。）

(2) 機動的な情報収集体制

町は、機動的な情報収集活動を行うため、国及び県、所在・関係周辺市町村と協力し、車両などの多様な情報収集手段を活用できる体制の整備を図るものとする。

(3) 情報の収集・連絡にあたる要員の指定

町は、迅速かつ的確な災害情報の収集・連絡の重要性に鑑み、発災現場の状況等について必要に応じ情報の収集・連絡にあたる要員をあらかじめ指定しておくなど体制の整備を図るものとする。

(4) 非常通信協議会との連携

町は、非常通信協議会と連携し、非常通信体制の整備、有・無線通信システムの一体的運用及び応急対策等緊急時の重要通信の確保に関する対策の推進を図るものとする。

(5) 移動通信系の活用体制

町は、関係機関と連携し、移動系防災無線、携帯電話、漁業無線等の業務用移動通信、海上保安庁無線、警察無線、アマチュア無線等による移動通信系の活用体制の整備を図るものとする。

2 情報の分析整理

(1) 人材の育成・確保及び専門家の活用体制

町は、収集した情報を的確に分析整理するため、人材の育成・確保に努めるとともに、必要に応じ専門家の意見を活用できるよう必要な体制の整備に努めるものとする。

(2) 原子力防災関連情報の収集・蓄積と利用の促進

町は、平常時より原子力防災関連情報の収集・蓄積に努めるものとする。
また、それらの情報について関係機関が円滑に利用できるよう、国及び県とともに情報のデータベース化、オンライン化、ネットワーク化についてその推進に努めるものとする。

(3) 防災対策上必要とされる資料

町は、国、県、所在・関係周辺市町村及び原子力事業者と連携して、応急対策の的確な実施に資するため、社会環境に関する資料、放射性物質及び放射線の影響予測に必要となる資料、防護資機材等に関する資料を適切に整備し、定期的に更新するとともに、対策拠点施設に適切に備え付けるとともに、これらを確実に管理するものとする。

3 通信手段・経路の多様化

町は、原子力防災対策を円滑に実施するため、国、県及び所在・関係周辺市町村と連携し、原子力施設からの状況報告や関係機関相互の連絡が迅速かつ正確に行われるよう、以下のほか、あらかじめ緊急時通信連絡網に伴う諸設備等の整備を行うとともに、その操作方法等について習熟しておく。また、通信事業者に対する移動基地局車両の派遣要請などの緊急措置について事前調整するものとする。

(1) 通信手段・経路の多様化

ア 防災行政無線の整備

町は、住民への的確な情報伝達を図るため、防災行政無線の活用を図るものとする。なお、可聴範囲外地域の解消にも努めるものとする。

イ 災害に強い伝送路の構築

町は、災害に強い伝送路を構築するため、国及び県と連携し、有・無線系、地上系・衛星系等による伝送路の多ルート化及び関連装置の二重化の推進を図るものとする。

ウ 機動性のある緊急通信手段の確保

町は、通信衛星を活用した通信手段を確保するため衛星携帯電話、衛星通信ネットワークの衛星車載局、可搬型衛星地球局の原子力防災への活用を努めるものとする。

エ 災害時優先電話等の活用

町は、日本電信電話株式会社等の電気通信事業者により提供されている災害時優先電話等を効果的に活用するよう努めるものとする。

オ 通信輻輳の防止

町は、県、所在・関係周辺市町村及び関係機関と連携し、移動通信系の運用においては、通信輻輳時の混信等の対策に十分留意しておくものとする。このため、あらかじめ非常時における運用計画を定めておくとともに関係機関の間で運用方法について十分な調整を図るものとする。この場合、周波数割当等による対策を講じる必要が生じた時には、総務省と事前の調整を実施するものとする。

カ 非常用電源等の確保

町は、県、所在・関係周辺市町村及び関係機関と連携し、庁舎等が停電した場合に備え、非常用電源設備（補充用燃料を含む）を整備し、専門的な知見・技術をもとに耐震性のある堅固な場所への設置等を図るものとする。

キ 保守点検の実施

町は、県と連携して、通信設備、非常用電源設備等について、保守点検を実施し、適切な管理を行うこと。

第7節 情報伝達・住民広報体制の確立

1 情報伝達・住民広報の手段の整備

- (1) 町は、県の支援のもとで、原子力災害に対し万全を期すため、国、所在・関係周辺市町村、オフサイトセンター、支援・研修センター及び原子力事業者その他防災関係機関との相互連絡体制を確立し、常時緊密な連携を図るとともに、これらの防災拠点間における専用通信回線、災害時優先電話、TV会議システムを整備、確保する。
- (2) 町は、防災行政無線（特に戸別受信機）の整備に努めるなど、住民への情報伝達に係る設備等の充実に努める。

2 住民等への的確な情報伝達体制の整備

町は、国、県、所在・関係周辺市町村とともに、災害対策本部等からの住民への指示や情報の伝達が正確かつ迅速に行われるよう、以下の事項をはじめとして、体制の充実に努める。

(1) 広報文例の作成

町は、国、県、原子力の専門家、学識経験者、報道機関等と十分に協議し、以下の点を考慮して広報文例を作成する。

- ア 住民への知識の普及の度合いを勘案し、科学的根拠だけでなく住民の感覚を最大限に考慮して、住民が理解できるよう（中学生が理解できるよう）情報を整理する。
- イ 放射線量のデータを伝達する場合には、その意味合いを理解するための情報（平常時の数値、法令等の基準・指標）を必ず付記する。
- ウ 事故発生事業所の場所、避難対象区域、交通規制の状況等の情報を伝達する場合には、テレビ等で生中継ができるよう必ず地図を用いる。

(2) 外国人も含めた「住民問合せ窓口」対応体制の整備

- ア 町は、原子力の専門家、学識経験者、報道機関等と十分に協議し、あらかじめQ&A集を準備しておく。

第8節 避難計画等の整備

1 避難計画の作成

町は、国、県、関係機関及び原子力事業所の協力のもと、屋内退避及び避難誘導計画を作成するものとする。

町は、原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（PAZ）を含まないが、緊急時防護措置を準備する区域（UPZ）を含む区域に属し、PAZの住民避難が先行して行われるため、原子力災害対策指針に基づき、段階的な避難やOILに基づく防護措置を実施するまでの間は屋内退避を行うことを原則とした広域避難計画を策定するものとする。

なお、避難先からの更なる避難を避けるため、避難先は防護措置を重点的に実施すべき区域外とし、町の境界を越えた広域の避難計画の策定が必要な場合においては、国及び県が中心となって市町村の間の調整を図るものとする。

また、地域コミュニティの維持に着目し、同一地区の住民の避難先は同一地域に確保するよう努めるものとする。

2 避難所等の整備

(1) 避難所等の整備

町は、避難先からの更なる避難を避けるため、防護措置を重点的に実施すべき区域外の学校、コミュニティーセンター等公共的施設等を対象に、避難やスクリーニング等の場所をその管理者の同意を得て避難所等としてあらかじめ指定するものとする。

避難場所の指定にあたっては、生活環境が整った施設を指定するなど災害時要援護者に十分配慮するとともに、風向等の気象条件により避難場所が使用できなくなる可能性を考慮し、国及び県の協力のもと、広域避難に係る市町村間による協定の締結を推進する等、広域避難体制を整備するものとする。

(2) 避難誘導用資機材、移送用資機材・車両等の整備

町は、県等と連携し、住民等の避難誘導・移送に必要な資機材・車両等の整備に努めるものとする。

また町は、県及び関係機関と協力し、資機材の調達、移送体制の整備を図るものとする。

(3) コンクリート屋内退避体制の整備

町は、県等と連携し、コンクリート屋内退避施設について予め調査し、具体的なコンクリート屋内退避体制の整備に努めるものとする。

3 学校等施設における避難計画の整備

学校等施設の管理者は、町及び県と連携し、原子力災害時における幼児、児童、生徒及び学生（以下「生徒等」という。）の安全を確保するため、あらかじめ、避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法等についての避難計画等を作成するものとする。

また、町は小学校就学前の子どもたちの安全で確実な避難のため、災害発生時における幼稚園・保育所・認定こども園等の施設と、施設間の連絡・連携体制の構築に努めるとともに、県と連携し、学校等が保護者との間で、災害発生時における生徒等の保護者への引渡しに関するルールをあらかじめ定めるよう促すものとする。

4 不特定多数の者が利用する施設における避難計画の整備

斎場やショッピングセンターその他の不特定多数の者が利用する施設の管理者は、町、県、所在・関係周辺市町村と連携し、多数の避難者の集中や混乱にも配慮した避難誘導に係る計画の作成及び訓練の実施に努めるものとする。

5 住民等の避難状況の確認体制の整備

町は、県等と連携し、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合において、住民等の避難状況を的確に確認するための体制をあらかじめ整備しておくものとする。

なお、避難状況の確実な把握に向けて、町が指定した避難場所以外に避難をする場合があることに留意する。

6 避難場所・避難方法等の周知

町は、県等と連携し、避難やスクリーニング等の場所・避難方法（自家用車の利用、緊急避難に伴う交通誘導等を含む。）、屋内退避の方法等について、日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。

避難の迅速な実施のためには、具体的な避難計画を県、所在・関係周辺市町村、防災業務関係者及び対象となる住民が共通して認識することが必要となる。町は、国、県、所在・関係周辺市町村及び原子力事業者と連携のうえ、特定事象及び警戒事象発生後の経過に応じて周辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

第9節 災害時要援護者への対応

1 災害時要援護者に対する防災体制の整備

- (1) 町は、在宅サービスや民生委員活動等の実施により把握した災害時要援護者名簿等により、災害時要援護者の所在や介護体制の有無等の把握に努めるものとする。
- (2) 町は、県の協力のもと、自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチーム、ボランティア組織との連携により、高齢者、外国人、障害者等災害時要援護者の避難誘導、安全確保に係る協力体制の整備に努めるものとする。
- (3) 病院等医療機関の管理者は、県、所在・関係周辺市町村、町と連携し、原子力災害時における避難経路、誘導責任者、誘導方法、患者の移送に必要な資機材の確保、避難時における医療の維持方法等についての避難計画を作成するものとする。
- (4) 社会福祉施設の管理者は、県、所在・関係周辺市町村、町と連携し、原子力災害時における避難場所、避難経路、誘導責任者、誘導方法、入所者等の移送に必要な資機材の確保、関係機関との連携方策等についての避難計画を作成するものとする。特に、入所者等の避難誘導體制に配慮した体制の整備を図るものとする。

2 災害時要援護者に配慮した情報伝達体制の確立

町は、県と連携して、災害時要援護者に対し迅速かつ的確に情報を伝達するため、緊急通報装置（日常生活用具給付種目の一つ）の給付促進、一斉同報システムや防災行政無線の戸別受信機の整備に努める。

特に、聴覚障害者に対しては、FAX式又は文字表示式の戸別受信機を整備するなど、迅速確実に情報を伝達できる体制、相手方の受信状況や安否の確認ができる体制の整備に努めるものとする。

3 防災知識の普及

町は、県の協力のもと、自主防災組織、ボランティア等の協力を得て、視聴覚障害者、外国人等の災害時要援護者にも十分配慮した、きめ細かな防災に関する知識の普及・啓発に努める。

第10節 防災関係資機材の整備

1 救助・救急活動用資機材の整備

町は、県と協力し、必要な資機材の整備に努めるとともに、救助工作車、救急自動車等の整備に努めるものとする。

2 防災関係資機材の維持管理

町は、救急救助を含め、防災対策を円滑に実施するために県から貸与された測定機器、車両、ヨウ素剤等関係資機材の維持管理に努める。

3 防災業務関係者の安全確保のための資機材等の整備

(1) 町は、国、県と協力し、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材を計画的に整備するものとする。

(2) 町は、応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のため、平常時より、国、県、所在・関係周辺市町村及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第11節 物資の調達，供給活動

1 町は、国、県、所在・関係周辺市町村及び原子力事業者と連携し、大規模な原子力災害が発生した場合を想定し、必要とされる食料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制の整備を行うものとする。また、大規模な地震が発生した場合には、企業等が被災し、流通在庫備蓄が確保できない場合も想定されることから、公的備蓄の充実に努めるものとする。

2 町は、被災者に物資を確実にかつ迅速に届けられるよう、物資の要請体制・調達体制・輸送体制の整備を図るものとする。

3 町は、燃料、発電機、建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材、地域内の備蓄量、供給事業者の保有量を把握した上で、不足が懸念される場合には、関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

第12節 緊急輸送活動体制の整備

1 専門家の移送体制の整備

町は、放射線医学総合研究所、指定公共機関等からのモニタリング、医療等に関する専門家の現地への移送体制（最寄の空港・ヘリポートの場所や指定手続き、空港等から現地までの先導体制等）について県があらかじめ定める場合には、これに協力するものとする。

2 緊急輸送路の確保体制等の整備

町は、県及び県警察と協力し、町の管理する道路について、緊急時の応急対策に関する輸送活動を円滑に行う輸送路を確保するため、緊急輸送の確保体制の充実を図るものとする。

第13節 教育及び防災訓練等の実施

1 防災業務関係者等の研修

町は、県と協力して原子力災害に従事する防災業務関係者に対し、業務内容に応じた知識を習得させ、原子力災害対策の円滑な実施を図るため、国、指定公共機関等の実施する原子力防災に関する研修を積極的に活用し、次に掲げる事項等についての研修を随時実施する。

- ア 原子力施設の概要
- イ 原子力施設の安全確保
- ウ 放射性物質、放射線の性質
- エ 放射線による健康への影響
- オ 環境放射線モニタリングの実施方法及び機器に関する知識
- カ 原子力災害時の広報に関する知識
- キ 防災基本計画、防災業務計画、地域防災計画等に関する知識
- ク 原子力に係る防災体制、組織及びその役割に関する知識
- ケ オフサイトセンター、支援・研修センター及び県災害対策本部等の設備の操作に関する知識
- コ 放射線の防護に関する知識
- サ 放射線被ばく医療（応急手当を含む）に関する知識
- シ 原子力災害時に国・県・町等が講じる防災対策の内容、その意味
- ス 原子力災害時に住民がとるべき行動、留意すべき事項
（避難方法、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等）
- セ 防災対策上必要な機器の操作等に関する知識
- ソ 安定ヨウ素剤の効果、副作用

2 訓練計画の策定

- (1) 町は、防災業務関係者が原子力災害時に、実際に応急対策活動を迅速かつ確実にできるよう、国、県、原子力事業者等関係機関の支援のもと、防災活動の要素ごと又は各要素を組み合わせた訓練の実施計画の企画立案を、県と共同又は独自に行うものとする。

- ア 災害対策本部等の設置運営訓練
- イ 対策拠点施設への参集、立ち上げ、運営訓練
- ウ 緊急時通信連絡訓練
- エ 緊急時モニタリング訓練
- オ 緊急被ばく医療訓練
- カ 住民に対する情報伝達訓練
- キ 住民避難・交通規制訓練
- ク 人命救助活動訓練

- (2) 町は、原子力防災会議及び原子力規制委員会が原災法第13条に基づき、総合的な防災訓練の実施計画を作成する際には、必要に応じ住民の協力を得て、国、県、原子力事業者等と共同して総合的な防災訓練を実施するものとする。

3 実践的な訓練の実施と事後評価

町は、訓練を実施するにあたり、原子力規制委員会、事業者の協力を受けて作成した、大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等原子力緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき、参加者に事前にシナリオを知らせない訓練、訓練開始時間を知らせずに行う訓練、机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど、現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。

町は、訓練を実施するにあたり、当該訓練の目的、チェックすべき項目の設定を具体的に定めて行うとともに、訓練終了後、国、県、事業者等と協力し、専門家も活用しつつ訓練の評価を実施し、改善点を明らかにし、必要に応じ、緊急時のマニュアルの作成、改訂に活用する等原子力防災体制の改善に取り組むものとする。

町は、必要に応じ、訓練方法及び事後評価の方法の見直しを行うものとする。

4 自主防災組織等の育成

- (1) 町は、県と連携し、自主防災組織のリーダーやボランティアなどが、避難の際の誘導員や災害時要援護者に対する支援者となれるよう、講習会などを通じ育成するよう努めるものとする。
- (2) 町は、県と連携し、学校、病院、社会福祉施設、企業、観光客等多くの人々が集まる施設の管理者に対し、パンフレット等を配布し、留意すべき事項等も含め、原子力防災対策の基礎知識等を周知する。
- (3) 町は、住民参加の訓練を行う場合は、次の2点について、自主防災組織、地域ケアシステムの在宅ケアチーム、ボランティア等の協力を得る。
- ア 自主防災組織のリーダー、ボランティア等に対する避難方法の習熟、周知徹底
 - イ 災害時要援護者の避難方法の習熟、支援者の育成

第14節 住民に対する防災知識の普及

町は、原子力災害の特殊性を考慮し、県と連携して、住民に対して、平素から原子力の基礎知識及び防災対策に関する次に掲げる事項について、わかりやすく記述したパンフレット、ハンドブック、副読本、ビデオ、ホームページ等を作成し、積極的に防災知識の普及に努める。

その際、学校等とも連携し、総合的な学習の時間の活用など学校における知識の普及に努めるとともに、高齢者、障害者、乳幼児等の災害時要援護者へ十分に配慮して広報を行うものとする。

- ア 原子力施設の概要
- イ 原子力施設の安全確保
- ウ 放射性物質、放射線の性質
- エ 放射線による健康への影響
- オ 環境放射線モニタリング
- カ 原子力災害時の住民への広報手段
- キ 原子力災害時に県等が講じる防災対策の内容、その意味
- ク 原子力災害時に住民が取るべき行動、留意すべき事項
(避難等の方法や経路、避難先の連絡、避難開始時期、自主避難、交通規制が実施された場合の車両の運転者の義務等)
- ケ 各地区毎の住民のためのコンクリート屋内退避所・避難所
- コ 安定ヨウ素剤の効果、副作用

第15節 行政機関の業務継続計画の策定

町は、災害発生時の災害応急対策等の実施や優先度の高い通常業務の継続のため、災害時に必要となる人員や資機材等を必要な場所に的確に投入するための事前の準備体制と事後の対応力の強化を図る必要があることから、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれた場合の退避先をあらかじめ定めておくとともに、業務継続計画の策定等により、業務継続性の確保を図るものとする。また、実効性ある業務継続体制を確保するため、必要な資源の継続的な確保、定期的な教育・訓練・点検等の実施、訓練等を通じた経験の蓄積や状況の変化等に応じた体制の見直し、計画の評価・検証等を踏まえた改訂等を行うものとする。

第3章 緊急事態応急対策

第1節 基本方針

本章は、原子力事業者から警戒事象又は特定事象の通報があった場合の対応、および原災法第15条に基づき原子力緊急事態宣言が発出された場合の緊急事態応急対策を中心に示したものであるが、これら以外の場合であっても原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 事故発生時における連絡及び初期活動

1 事故発生時の通報連絡

(1) 原子力事業者の行う通報

町は、原子力事業者において事故・故障が発生し、原災法第10条に基づく通報事象には至っていないもののその可能性がある場合又はそのおそれがある場合は、事故発生事業所の原子力防災管理者から、警戒事象として直ちに、原災法第10条第1項の規定に基づく通報に順次、次に掲げる事項について県、関係機関等とともに連絡を受ける。

ア 原子力事業所の名称及び場所

イ 事故の発生個所

ウ 事故の発生時刻

エ 事故の種類

オ 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等

カ その他事故の把握に参考となる情報

(2) 放射線監視における異常検知時の知事からの連絡

知事は、上記(1)の通報がない場合において、平常時から実施している放射線監視において異常が検知された時は、関係する原子力事業所に対し事実関係、事故状況等を確認し、その結果について町は、知事から連絡を受ける。

2 事故発生時の広報

町は、県と連携して、上記(1)の通報内容について、あらかじめ作成した広報文例に従い住民がとるべき当面の行動の指針について、住民に対し速やかに広報を実施する。

3 関係機関相互の連絡

町は、事故発生事業所の原子力防災管理者から、最初の通報を受けた後、事故の経緯、対策の実施状況等について速やかに、また定期的に県、関係機関等とともに連絡を受ける。

また、町は、国、県、所在・周辺市町、支援・研修センター等の関係機関と相互に緊密な情報交換を行うものとする。

4 町の活動体制

町は、事故発生時の通報を受けた時は、直ちに活動体制を整えるものとし、災害警戒本部の設置前の担当課は、みどり環境課があたるものとする。

5 初期活動

(1) オフサイトセンターの設営準備

町は、警戒情報発生時の通報を受け、県から要請を受けた場合、直ちにオフサイトセンターの設営準備に協力する。

(2) 広報

町は、国、県、所在・関係市町村、支援・研修センター等と連携し、事故の状況、住民がとるべき行動の指針等について、町民に対し定期的に広報を行う。

(3) 災害時要援護者の避難準備

町は、必要に応じ、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、入院患者その他の災害時要援護者に早期避難準備を行うよう促す。

第3節 特定事象発生時における連絡

1 原子力事業者が行う通報

原子力事業所において特定事象が発生した場合は、当該事業所（以下「特定事象発生事業所」という。）の原子力防災管理者は、直ちに次に掲げる事項を、町をはじめ官邸（内閣官房）、原子力規制委員会、県、所在・関係周辺市町村長、県警察本部長、消防機関、最寄りの海上保安部署、自衛隊、原子力防災専門官、支援・研修センター等に同時に文書をファクシミリで送付する。なお町は、通報を受けた事象に対する原子力事業者への問い合わせは、応急対策に支障を及ぼさないことを考慮し、原則行わないこととしている。

- ア 原子力事業所の名称及び場所
- イ 特定事象の発生個所
- ウ 特定事象の発生時刻
- エ 特定事象の種類
- オ 検出された放射線量の状況、検出された放射性物質の状況又は主な施設・設備の状況等
- カ その他特定事象の把握に参考となる情報

2 放射線監視における異常検知時の知事からの連絡

知事は、上記（1）の通報がない場合において、県が設置する空間線量率を測定する固定観測局において $5\ \mu\text{Sv/時}$ 以上空間線量率の数値を観測した時は、関係する原子力事業所に対し事実関係、事故状況等を確認し、その結果について町は、知事から連絡を受ける。

第4節 活動体制の確立

1 事故発生時における町の体制及び職員の配備体制

事故発生時における町の体制及び職員配備の決定基準は、県域内の放射性物質等の放出状況等により、次のとおり定める。

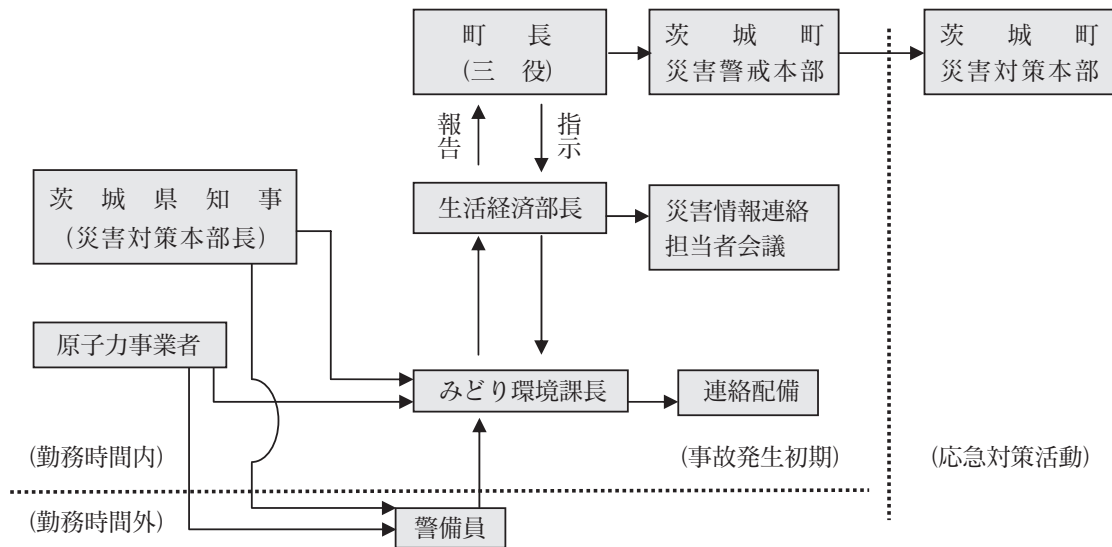
体制区分	基準	配備体制
連絡配備	・環境への有意な放射性物質等の放出がない事故・トラブル	主管課 (みどり環境課)
警戒体制1	・環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングポスト等において、空間線量率が $0.5 \mu\text{Sv/h}$ 未満の事故・トラブル	災害情報連絡担当者会議
警戒体制2	・環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングポスト等において、空間線量率が $0.5 \mu\text{Sv/h}$ 以上、 $5 \mu\text{Sv/h}$ 未満の事故・トラブル ・副町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき	災害警戒本部
非常体制1	・環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングポスト等において、空間線量率が $5 \mu\text{Sv/h}$ 以上、 $500 \mu\text{Sv/h}$ 未満の事故 ・原子力災害対策特別措置法第10条(特定事象)に基づく通報があった事故 ・町長が災害対策本部の設置を必要と認めたとき	災害対策本部
非常体制2	・環境への有意な放射性物質等の放出があり、県又は事業者のモニタリングポスト等において、空間線量率が $500 \mu\text{Sv/h}$ 以上の事故 ・原子力災害対策特別措置法第15条に基づく原子力緊急事態に該当する事故	

2 職員の動員配備体制の決定

原子力事業者からの通報又は県からの通報に基づき、町はみどり環境課長の報告により、災害情報連絡担当者会議、災害警戒本部、災害対策本部を設置する。

会議設置決定者、代表者、代決者、構成員等特に定めがないものは、2. 震災対策計画第2章第1節第1「災害警戒本部・災害対策本部」に準ずる。また、災害警戒本部及び災害対策本部の各部、各班の所掌事務は(資料39)のとおりとし、配備人員は(資料40)に準ずるものとし、動員の伝達系統は、2. 震災対策計画第2章第1節第2「職員の参集・動員」に準ずる。

《事故発生初期の受信・連絡系統図》



3 茨城町災害警戒本部の設置

(1) 設置基準

町は、原子力事故が発生し、原子力事業者又は県から連絡があった次の場合に、茨城町災害警戒本部（以下「災害警戒本部」という。）を設置する。

- ア 県又は原子力事業者が設置する空間線量率を測定する固定観測局で、
0.5 μ Sv/h以上、5 μ Sv/h未満の放射線量が検出されたとき
- イ 警戒事象が発生し、副町長が災害警戒本部の設置を必要と認めたとき

(2) 設置の決定及び設置場所

副町長は、町長の指示の下、町役場に災害警戒本部を設置する。

(3) 組織及び分掌事務

災害警戒本部の代表者、代決者、構成員等は、2. 震災対策計画第2章第1節第1「災害警戒本部・災害対策本部」に準ずる。

また、各部、各班の分掌事務は資料39「原子力災害対策本部分掌事務」に準ずる。

(4) 災害警戒本部会議

災害警戒本部に災害警戒本部会議を置き、次の措置を行う。

- ア 災害対策本部を設置するにいたるまでの措置
- イ 災害対策本部を設置する必要がないと認められる災害についての措置

なお、災害警戒本部の庶務は、生活経済部みどり環境課が担当する。

(5) 災害警戒本部の解除

警戒態勢の解除は、概ね以下の基準によるものとする。

- ①事故対策本部長が、原子力施設の事故が集結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき。
- ②災害対策本部が設置されたとき。

4 茨城町災害対策本部の設置

(1) 設置基準

町長は、次のいずれかに該当すると認めるときは、町役場に茨城町災害対策本部（以下「災害対策本部」という。）を設置する。

- ア 原子力防災管理者から特定事象（敷地境界付近等で $5\ \mu\text{Sv/h}$ 以上を検出したとき又は臨界の発生の蓋然性が高い状態など原子力緊急事態に至る可能性があるとき）の発生通報を受けたとき
 - イ 県が設置する空間線量率を測定する固定観測局で $5\ \mu\text{Sv/h}$ 以上の放射線量が検出された通報を受けたとき
 - ウ 内閣総理大臣が原災法第15条の規定に基づく原子力緊急事態宣言を発出したとき
 - エ その他町長が、災害対策本部の設置が必要と認めるとき
- なお、災害対策本部を設置したときは、県及び国等に連絡するものとする。

(2) 組織及び本部会議、分掌事務

災害対策本部の代表者、代決者、構成員等は、2. 震災対策計画第2章第1節第1「災害警戒本部・災害対策本部」に準ずる。

また、各部、各班の分掌事務は資料7-3「原子力災害対策本部分掌事務」のとおりとする。ただし、状況に応じ、本部長の判断により、臨機応変に対応できるものとする。

5 原子力災害合同対策協議会への出席等

(1) 防災関係機関相互の連携

特定事象発生事業所の原子力防災管理者は、原災法第25条第2項前段の規定及び原子力事業者防災業務計画の定めるところにより、最初の通報を行った後、特定事象の経過、応急措置の実施状況等について速やかに、また定期的に町長、知事、所在・関係周辺市町村長、県警察本部長、オフサイトセンター（国の現地事故対策連絡会議又は原子力災害合同対策協議会）、支援・研修センター及び国の関係機関等に連絡・報告する。

町長は、国、県、所在・関係周辺市町村長、支援・研修センター等関係機関と連携を図りつつ、事故の状況の把握に努めるとともに、相互に緊密な情報交換を行うものとする。

(2) 国、県等との情報の共有等

町長は、オフサイトセンターに派遣した職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国、県、所在・関係周辺市町村、支援・研修センター等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

(3) 原子力災害合同対策協議会への出席等

町長は、オフサイトセンターにおいて、原子力災害合同対策協議会又は現地事故対策連絡会議が組織されることとなった場合は、副本部長をこれに出席させ、原子力緊急事態に関する情報を交換し、緊急事態応急対策の実施に向けた調整を行うものとする。

また、あらかじめ定められた職員をオフサイトセンターに派遣し、初動の緊急避難における周辺地域での活動体制を確立するとともに、施設の状況の把握、モニタリング情報の把握、医療関係情報の把握、住民避難・屋内退避の状況の把握等の活動に従事させるものとする。

オフサイトセンター派遣員は資料41に定めるとおりである。

6 災害対策本部の廃止基準

災害対策本部は、次の場合に廃止する。

ア 原子力緊急事態解除宣言がなされたとき

イ 本部長が、原子力施設の事故が集結し、緊急事態応急対策が完了した又は対策の必要がなくなったと認めたとき

第5節 事故発生事業所の原子力防災要員等の派遣

特定事象発生事業所は、次の各段階において原子力防災要員等を、町、県、所在・関係市町村に派遣し、町の指示に基づき、必要な業務を行うものとする。

なお、当該事業所において原子力防災要員等が不足する場合には、他の原子力事業所との協力により、他の原子力事業者の原子力防災要員等を派遣することにより、対応するものとする。

(1) 特定事象発生時の対応

特定事象が発生した原子力事業者は、町、県、所在・関係市町村へ原子力防災要員等を派遣する。派遣された原子力防災要員等は、事故状況、応急措置等に関する説明を行うとともに、町や県、所在・関係市町村が実施する住民の防護対策等の緊急事態応急対策等の立案への参加や広報（住民問合わせ窓口を含む。）への協力などの業務を実施する。

(2) 住民避難等への対応

特定事象発生事業所は、町が避難及びコンクリート屋内退避の勧告・指示を行った場合は、原子力防災要員等を速やかに派遣し、避難所及びコンクリート屋内退避所において事故状況、応急措置等に関する説明など住民に対する広報を行う。

第6節 関係機関等への応援要請及び派遣要請等

町は、国、県、所在・関係市町村及び関係機関等と相互に協力し、応急対策活動を円滑に実施するものとする。

1 県への協力

町は、県から応急対策活動の要請を受けた場合は、これに協力する。

本部長は、町域内で県等が行う緊急モニタリングについて、県の要請に応じて協力するものとする。

2 応援要請及び職員の派遣要請等

(1) 応援要請

町は、必要に応じ、あらかじめ締結された応援協定等に基づき、他市町村等に対し速やかに応援要請を行うものとする。

町は、必要に応じ、県に対し緊急消防援助隊の出動を要請するものとする。

(2) 職員の派遣要請等

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定地方行政機関の長に対し、職員の派遣を要請し、また、内閣総理大臣又は知事に対し、指定行政機関又は指定地方行政機関の職員の派遣について斡旋を求めるものとする。

町長は、緊急事態応急対策又は原子力災害事後対策のため必要と認めるときは、指定行政機関又は指定地方行政機関の長に対し、放射線による人体の障害の予防、診断及び治療に関する助言その他の必要な援助を求めるものとする。

3 自衛隊の派遣要請等

町長は、自衛隊の派遣の必要があると認める場合は、知事に対し派遣の要請を要求するものとする。

また、町長は、自衛隊による支援の必要がなくなると認めるときには、速やかに知事に対し、撤収要請を行なうものとする。

4 原子力被災者生活支援チームとの連携

町は、緊急避難完了後の段階において、国が設置する原子力災害被災者生活支援チームと連携し、避難区域等の設定・見直し（計画的避難の実施や一時立入業務を含む）、子ども等をはじめとする健康管理調査等の推進、環境モニタリングの総合的な推進、災害廃棄物の処理や除染の推進等を行うものとする。

第7節 情報収集・広報

1 情報の収集及び共有

本部班は、原子力防災専門官、原子力事業者から随時送付されるファックス、または県災害対策本部及び派遣した職員によるオフサイトセンターとの連絡により、国、県等と連携を図りつつ、主に下記情報の収集にあたる。

ア 原子力災害情報

イ 被災状況

ウ 避難等の状況

エ 防災関係機関の活動状況（県災害対策本部、オフサイトセンター、警察署、交通機関等の活動及び各種規制措置等）

オ その他応急対策に必要な情報

消防本部は、気象情報の収集にあたり、各部と各班が収集した情報は、逐次本部班に報告するものとする。

また町は、派遣された職員に対し、町が行う応急対策の状況、緊急事態応急対策の準備状況等について随時連絡するなど当該職員を通じて国、県等との連絡・調整、情報の共有を行うものとする。

2 情報の管理

本部班が収受または収集した災害情報は、本部長に報告する。情報の混乱による二次災害の防止及び応急対策活動の円滑な実施を図るため、災害情報は本部会議が管理するものとする。

3 広報の基本方針

町は、事故発生時の住民の混乱を防止し適切な行動へ導くため、住民への情報提供、勧告・指示の伝達、報道機関への情報提供に関し、国、県、所在・関係周辺市町村、防災関係機関及び事故発生事業所と密接に連携し広報を行うものとする。

この場合、放射線量のデータや事故の状況、交通規制の状況などの「事実の情報」については、判断を加えることなくそのまま住民等に情報を提供する。一方、住民がとるべき行動の指針（避難・屋内退避等）などの「行政の判断」については、住民に混乱を生じさせないように、行政機関（災害対策本部や原子力災害合同対策協議会）が判断した後、直ちに住民等に情報を提供する。

また、広報の基本的な内容については、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会の場等を通じて、必要に応じ調整を行う。

情報の伝達手段は、防災行政無線、ホームページ、広報車等を広報対象及び内容に応じて効果的・効率的に活用し、広報文例に従い繰り返し広報することとする。

また、情報提供の空白期間が生じないように、特段の状況変化がなくても、定期的な情報提供に心がけるとともに、流言飛語の発生や交通混乱等を防止するため、町民全体を対象として広報を行うものとする。

情報提供に際しては、情報の発信元を明確にし、分かりやすい広報に心がけるとともに、災害時要援護者にも配慮して行うものとする。

4 町の行う広報

- (1) 町長は、事故発生事業所の防災対策を重点的に実施すべき範囲（UPZ）内の住民のみならず、その近隣の住民にも情報が十分行き渡るよう、あらかじめ作成する広報文例及びQ&A集に従い、状況に応じて次の事項について広報を行うものとする。
 - ア 事故の状況及び環境への影響とその予測
 - イ 農林畜水産物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況
 - ウ 町及び国、県、防災関係機関の対策状況
 - エ 交通規制
 - オ 住民のとるべき行動の指針及び注意事項
 - カ コンクリート屋内退避所、避難のための集合場所及び避難所
 - キ その他必要と認める事項
- (2) 町長は、防災行政無線、ホームページ、広報車、掲示板、広報誌等できる限りの手段を用いて広報の徹底を図るものとする。
- (3) 町は、避難状況の確実な把握に向けて、指定した避難所以外に避難をした場合等には、災害対策本部に居場所と連絡先を連絡するよう、住民等へ周知するものとする。

5 学校等公共機関への指示

本部長は、防災対策を重点的に充実する地域にある公共施設（資料7-2「重点地域にある公共施設の現状」）の学校長及び施設の管理責任者に対し、それぞれ学校教育班と社会福祉班を介し前項の広報の内容、特に当該学校等でとるべき屋内退避等の内容を指示させるものとする。

6 事故の各段階に応じた広報

- (1) 事故発生時における広報については、次に掲げる各段階等に応じ、迅速かつ的確な広報を行うとともに、定期的な広報に努める。
 - ア 事故発生時
 - イ 特定事象発生時（本部設置時）
 - ウ 応急対策実施区域設定時
 - エ 事故等の状況変化があった場合
 - オ 緊急時モニタリング結果が集約された場合
 - カ 放射性物質の放出等の状況変化があった場合
- (2) 広報媒体としては、それぞれの持つ特徴を踏まえ、以下のとおりとする。
 - ア 事故の状況、県の対応状況等、多くの情報を提供する場合や、住民に一般的な注意を促す場合には、テレビ、ラジオ等を活用する。
 - イ 住民に避難・屋内退避等の具体的な行動を求める勧告・指示等を行う場合には、確実に伝達するため、あらゆる広報媒体を活用する。特に、防災行政無線の屋外子局の聞き取りにくい地域、人の多く集まる場所等においては、広報車等を活用し、重点的に巡回する。

(3) 各段階の広報において、特に留意すべき点は以下のとおりである。

ア 事故発生後、初期の段階

- ・「落ち着いて、指示を待つことが重要」ということに重点を置く。

イ 住民に具体的な行動を求める段階

- ・対象となる地域名、とるべき行動を具体的に示し、あらゆる広報媒体を活用し対象地域を中心に、重点的な広報を行う。
- ・対象地域外では、対象地域でないことを明確にした上で、協力を求めるための広報を広範囲にわたって行う。

ウ 避難・屋内退避等の住民に求める行動が地域に応じて異なる場合

- ・それぞれの措置の相違を具体的に説明する。
- ・それぞれの対象地域を具体的な地域名等で明示し、地域に応じた広報を行う。

エ 避難所等における広報

- ・退避所、集合場所、避難所等においては、情報不足によるパニックを回避するため、定期的に情報を提供する。

第8節 避難・屋内退避

1. 避難・屋内退避等の指標

放射性物質が環境中に放出された後の防護措置は、下記の基準により「避難」、「屋内退避」又は「一時移転」の措置を講じるものとする。

基準の種類	基準の概要	初期設定値 注1)	防護措置の概要
OIL 1	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、住民等を数時間内に避難や屋内退避等させるための基準	500 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 注2)	数時間内を目途に区域を特定し、避難等を実施。(移動が困難な者の一時屋内避難を含む。)
OIL 2	地表面からの放射線、再浮遊した放射性物質の吸入、不注意な経口摂取による被ばく影響を防止するため、地域生産物 注3)の摂取を制限するとともに、住民等を1週間程度内に一時移転させるための基準	20 μ Sv/h (地上1 mで計測した場合の空間放射線量率 注2)	1日内を目途に区域を特定し、地域生産物の摂取を制限するとともに、1週間程度内に一時移転を実施

注1) 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

注2) 本値は地上1 mで計測した場合の空間放射線量率である。実際の適用に当たっては、空間放射線量率計測機器の設置場所における線量率と地上1 mでの線量率との差異を考慮して、判断基準の値を補正する必要がある。

注3) 「地域生産物」とは、放出された放射性物質により直接汚染される野外で生産された食品であって、数週間以内に消費されるもの(例えば野菜、該当地域の牧草を食った牛の乳)をいう。

注) 防護対策の内容は以下のとおり。

「屋内退避」：自宅等の屋内に退避することにより、その建物の持つ遮へい効果及び気密性によって放射線の防護を図る

「コンクリート屋内退避」：原則として住民が短時間で退避できる範囲にある放射線防護効果のより高いコンクリート構造の建屋内に退避する。

「避難」：原則としてコンクリート屋内退避所を集合場所として、放射線被ばくをより低減できる地域に移動する

2 避難・屋内退避等の防護活動の実施

(1) 避難・屋内退避等の指示の伝達

防護対策区域内において、退避誘導を担当する各班は総務班が行う広報と並行して、立哨及び巡回等により口頭で指示を伝達する。

【原子力発電所の場合】

①町は、特定事象(原災法10条事象)発生時には、国、県の指示または独自の判断により、UPZ内における予防的防護措置(屋内退避)の準備を行うこととする。

②町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態宣言(原災法15条事象)を発出し、PAZ内の避難を指示した場合は、国、県の指示または独自の判断により、UPZ内における予防的防護措置(屋内退避)を行うこととし、UPZ外の住民等に対し、必要に応じて、予防的防護措置(屋内退避)を行う可能性がある旨の注意喚起を行うものとする。

- ③町は、事態の規模、時間的な推移に応じて、国から避難等の予防的防護措置を講じるよう指示された場合、または国及び県と連携し、緊急時モニタリング結果及び原子力災害対策指針を踏まえた国の指導・助言、指示及び放射性物質による汚染状況調査に基づき、原子力災害対策指針に基づいたOILの値を超え、又は超えるおそれがあると認められる場合は、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。
- ④町は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、住民等に向けて、避難やスクリーニングの場所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測、その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。また、町は、これらの情報について、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。
- ⑤町は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。
- ⑥茨城町の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、県の指示のもと避難するものとする。

【原子力発電所以外の原子力施設の場合】

- ①町は、原子力緊急事態宣言が発出された場合において内閣総理大臣、知事の指示に従い、または独自の判断により、住民等に対する屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施するとともに、住民避難の支援が必要な場合には県と連携し国に要請するものとする。
- ②町は、住民等の避難誘導に当たっては、県と協力し、避難所の所在、災害の概要、緊急時モニタリング結果や参考となる気象予測及び大気中拡散予測、その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。
- ③町は、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った場合は、県と協力し、戸別訪問、避難所における確認等あらかじめ定められた方法により住民等の避難状況を確認するものとする。また、避難状況の確認結果については、原子力災害現地対策本部等及び県に対しても情報提供するものとする。
- ④茨城町の区域を越えて避難等を行う必要が生じた場合は、県の指示のもと避難するものとする。

(2) 避難・屋内退避等の実施方法

① 自宅等への屋内退避の実施方法

町長は、対象地域の住民に対し、自宅等の屋内に退避し、窓を閉めるなど、必要な指示又は勧告をする。

[主な遵守事項]

- 窓、扉等の閉鎖と換気の停止
- 本部の指示、広報及びテレビ・ラジオ情報への注意
- 流言飛語に対する注意
- 電話使用の自粛

② 避難及びコンクリート屋内退避の実施方法

ア 避難所等への移動

町長は、避難及びコンクリート屋内退避の対象地域の住民に対し、「避難計画等の基本型」においてあらかじめ指定した次の施設に移動するよう指示又は勧告する。

- a 各地区毎の住民のための避難所及びコンクリート屋内退避所
- b 避難所又はコンクリート屋内退避所に徒歩で移動することが困難な地域の住民のための集合場所

また、町長は、住民の移動に際し、携行品は最小限にとどめるよう指示するものとする。

[主な遵守事項]

屋内退避の遵守事項に加えて下記の事項を伝える。

- 火気の始末及び戸締まり
- 携行品の制限
- 事後の災害対策本部及び警察官等の誘導の遵守

イ コンクリート屋内退避所等からの搬送

その後、町長は、避難対象地域内にあるコンクリート屋内退避所等に徒歩で移動した住民に対しては別に指定する避難所へ、コンクリート屋内退避対象地域内にある集合場所に徒歩で移動した住民に対してはコンクリート屋内退避所又は避難所へ、手配した車両により搬送を行う。

ウ 留意事項

- a 町長は、避難及びコンクリート屋内退避の措置を講じるにあたっては、乳幼児、児童、妊婦及びその付添人を優先する。
- b 町長は、災害時要援護者に十分配慮し、徒歩又は自家用車による避難が困難な場合は、手配した車両により搬送するものとする。
- c 町長は、避難者等の搬送の車両が不足する場合は、県対策本部長に対し応援を要請するものとする。
- d 町長は、避難及びコンクリート屋内退避の対象地域並びに避難所等に職員を派遣するとともに、関係機関、自主防災組織等の協力を得て、住民に対する避難所等への移動の指示、誘導、避難所等への搬送の乗車割当等の業務を円滑、迅速に行う。
- e 町長は、学校、病院等の規模の大きな施設の生徒、住民の避難又はコンクリート屋内退避を実施する場合は、当該施設の管理者及び関係機関との連絡を密にし、迅速かつ適切に行われるよう配慮するものとする。
- f 町長は、自主防災組織等による協力を得て、避難所等における住民の収容・保護及び避難所等の運営・管理を行うとともに、避難者及びコンクリート屋内退避者に係る情報の早期把握に努め、県対策本部長あて報告するものとする。
- g 町長は、県対策本部長と連携し、住民の安否情報の提供等に資するため、各地区毎の住民の最終的な収容施設の所在等について、幅広く広報を行う。

エ 協力要請

本部長は、あらかじめ別に定めるところにより関係原子力事業所、自衛隊、海上保安庁、関東運輸局（茨城運輸支局長）及び輸送機関に対し、避難者等の緊急輸送について協力を要請する。

3 避難所の開設・運営

- (1) 町は、県の協力のもと、緊急時に必要に応じ避難及びスクリーニング等の場所を開設し、住民等に対し周知徹底を図るものとする。また、必要があれば、あらかじめ指定された施設以外の施設についても、災害に対する安全性を確認の上、管理者の同意を得て避難所として開設するものとする。

①施設の管理

ア 管理

コンクリート屋内退避所及び避難所の使用、諸設備等の利用は、当該施設管理者の承諾と協力を得て行う。

イ 運営

施設の運営は、各部の応援を得て「保険班・健康増進班」が行い、実施状況を記録し、本部事務局長に報告し、本部事務局長は本部長に報告する。

ウ 食糧、生活必需品等の供給

コンクリート屋内退避または避難した住民に食糧、生活必需品等の供給を要するときは、2. 震災対策計画第2章第5節第5「生活救援物資の供給」の定めるところによる。

エ 飲料水の供給

飲料水は、原則として現有の水道設備を利用するが、水源、水道設備等の汚染により当該施設及び周辺の水道が使用できないときは、汚染していない地域から「水道班」が給水タンク、ポリ容器、ポリ袋等により給水を行う。

②資機材、食糧、生活必需品等の調達

コンクリート屋内避難所及び避難所の運営に必要な資機材、食糧、生活必需品等については、各部班の要求に応じ、「地域産業班」が町内業者等の流通在庫品から調達する。なお、調達した資機材は、検収後、「地域産業班」が各施設へ搬送する。

③コンクリート屋内退避者及び避難収容者の把握

コンクリート屋内退避所及び避難所の運営に当たる「保険班・健康増進班」は、収容した住民を把握するため、様式18「避難者名簿」に記録するとともにその結果を本部事務局長に報告し、本部事務局長は本部に報告するものとする。

- (2) 町は、県の協力のもと、各避難所の適切な管理・運営を行うものとする。この際、避難所等における正確な情報の伝達、食料、水等の配布、安定ヨウ素剤の準備、スクリーニングの実施、清掃等については、避難者、住民、自主防災組織等の協力を得ながら必要な体制を整えるものとする。
- (3) 町は、県と連携し、避難所における生活環境に注意を払い、常に良好なものとするよう努めるものとする。
- (4) 町は、国、県と連携し、常に良好な衛生状態を保つように努めるとともに、被災者の健康状態を十分把握し、必要に応じ救護所等の設置や心のケアを含めた対策を行うものとする。

特に、傷病者、入院患者、高齢者、障害者、外国人、乳幼児、妊産婦等の災害時要援護者等の心身双方の健康状態には特段の配慮を行い、必要に応じ福祉施設等での受入れ、介護職員等の派遣、車椅子等の手配等を福祉事業者、ボランティア団体等の協力を得つつ、計画的に実施するものとする。

また、町は、県と連携し、保健師等による巡回健康相談等を実施するものとする。
- (5) 町は、県と連携して、避難所の運営における女性の参画を推進するとともに、男女のニーズの違い等男女双方の視点等に配慮するものとする。特に、女性や子育て家庭のニーズに配慮した避難所の運営に努めるものとする。

4 安定ヨウ素剤の予防服用

町は、原子力災害対策指針を踏まえ、国・県の指示又は独自の判断により、安定ヨウ素剤の予防服用が必要になった場合には、直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう、服用にあたっての注意を払った上で、服用すべき時機及び服用の方法の指示、医師・薬剤師の確保等その他の必要な措置を講じるものとする。

5 学校等施設における避難措置

学校等施設において、生徒等の在校時に原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、教職員引率のもと、迅速かつ安全に生徒等を避難させるものとする。また、生徒等を避難させた場合及び生徒等を保護者へ引き渡した場合は、県又は町に対し速やかにその旨を連絡するものとする。

6 不特定多数の者が利用する施設における避難措置

斎場やショッピングセンター等の不特定多数の者が利用する施設において、原子力災害が発生し避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ定めた避難計画等に基づき、避難させるものとする。

7 飲食物、生活必需品等の供給

- (1) 町は、県及び関係機関と協力し、避難所、コンクリート屋内退避所等において必要となる食料、飲料水、燃料、毛布等の生活必需品等を調達・確保し、供給・分配を行うものとする。また、調達が困難な場合には、県対策本部長及び近隣の市町村長に協力を要請する。なお、必要とされる物資は、時間の経過とともに変化することを踏まえ、時宜を得た物資の調達に留意するものとする。また、災害時要援護者のニーズや、男女のニーズの違い等に配慮するものとする。
- (2) 町は、備蓄物資、自ら調達した物資及び国、他の県等によって調達され引き渡された物資を、被災者に対し供給を行うものとする。
- (3) 町及び県は、供給すべき物資が不足し、調達の必要がある場合には国（物資関係省庁）や原子力災害対策本部等に物資の調達を要請するものとする。

8 警戒区域の設定、避難の勧告・指示の実効を上げるための措置

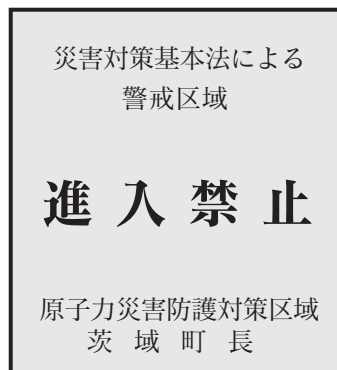
ア 町長は、知事の判断に基づき、応急対策実施区域の指定を受けたときは、応急対策に従事する者を除き、この区域への立入りを禁止する。

イ 町長は、必要と認めるときは、独自の判断又は県対策本部長の指導・助言を得て、原災法第28条第2項の規定に基づき読み替える災害対策基本法第63条第1項の規定に基づき警戒区域を設定するものとする。

また町長は、警戒区域もしくは避難の勧告又は指示した区域について、居住者等の生命又は身体に対する危険を防止するため、外部から車両等が進入しないよう指導するなど、警戒区域の設定、避難勧告又は指示の実効を上げるために必要な措置をとるよう現地対策本部、関係機関等と連携した運用体制を確立するものとする。

(1) 警戒区域（防護対策区域）であることの表示

建設班は、下記表示板を対象地域へ進入する道路上へ設置する。



*形状及び規格は適宜とする。

*「進入禁止」の表示は、実際にとられる措置を表示する。

(2) 地域住民への協力要請

本部長は、県災害対策本部等の行う防護対策活動が円滑に実施できるよう区域住民に協力を要請する。

なお、要請は、町防災行政用無線等により、概ね次の事項について行うものとする。

- ①対象区域の範囲
- ②交通制限・規制等の内容
- ③遵守事項
- ④その他必要な事項

(3) 規制・制限措置等状況の把握

都市建設班は、警戒区域へ進入する道路において、警察官と協力して人の立ち入り等を制限するとともに、水戸警察署及びその他の防災関係機関が実施する措置状況を把握し、本部長に報告する。

(4) 警戒区域の解除

本部長は、事故終息後、オフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会における、検討・協議結果または県本部長からの指示に基づき、警戒区域の解除を行う。

9 治安の確保及び火災の予防

町は、応急対策実施区域及びその周辺（海上を含む。）における治安の確保について治安当局と協議し、万全を期すものとする。特に、避難のための立ち退きの勧告又は指示等を行った地域及びその周辺において、パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を実施し、盗難等の各種犯罪の未然防止に努めるとともに、国及び県と協力のうえ、応急対策実施区域及びその周辺における火災予防に努めるものとする。

第9節 災害時要援護者等への配慮

1 広報

町は、情報提供に際しては、分かりやすい広報に心がけるとともに、災害時要援護者にも配慮して行うよう努めるものとする。

2 避難・屋内退避等

- (1) 町は、県及び関係機関と連携し、国の協力を得て、避難誘導、避難所での生活に関し、災害時要援護者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し、避難所での健康状態の把握等に努め、保健福祉等の各種サービスを提供するとともに、災害時要援護者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。
- (2) 病院等医療機関は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ機関ごとに定めた避難計画等に基づき、医師、看護師、職員の指示・引率のもと、迅速かつ安全に、入院患者、外来患者、見舞客等を避難又は他の医療機関へ転院させるものとする。入院患者、外来患者、見舞客等を避難させた場合は、町に対し速やかにその旨連絡するものとする。
- (3) 社会福祉施設は、原子力災害が発生し、避難の勧告・指示等があった場合は、あらかじめ施設ごとに定めた避難計画等に基づき、職員の指示のもと、迅速かつ安全に、入所者又は利用者を避難させるものとする。入所者又は利用者を避難させた場合は、町に対し速やかにその旨連絡するものとする。

第10節 緊急輸送活動

1 緊急輸送の順位

町は、緊急輸送の円滑な実施を確保するため、必要があるときは、次の順位を原則として、県等防災関係機関と調整の上、緊急輸送を行うものとする。

- 第1順位 人命救助、救急活動に必要な輸送、国の現地対策本部長、県及び所在・関係市町村の災害対策本部長（又はその代理者）など
- 第2順位 避難者の輸送（PAZなど緊急性の高い区域からの優先的な避難）、災害状況の把握・進展予測のための専門家・資機材の輸送
- 第3順位 緊急事態応急対策を実施するための要員、資機材の輸送
- 第4順位 住民の生活を確保するために必要な物資の輸送
- 第5順位 その他災害応急対策のために必要な輸送

2 緊急輸送の範囲

緊急輸送の範囲は以下のものとする。

- ア 救助・救急活動、医療・救護活動に必要な人員、資機材
- イ 避難者等の搬送
- ウ 国の現地対策本部長、県、所在・関係周辺市町村の災害対策本部長（又はその代理者）等、災害対策要員（原子力災害現地対策本部要員、原子力災害合同対策協議会及びその下に設置される関係各班の構成員）、国の専門家（支援・研修センターの関係者を含む）、緊急モニタリング要員等及び必要とされる資機材
- エ コンクリート屋内退避所、避難所を維持・管理するために必要な人員、資機材
- オ 一般医療機関、初期被ばく医療機関、二次被ばく医療機関、三次被ばく医療機関へ搬送する傷病者、被ばく者等
- カ 食料、飲料水等生命の維持に必要な物資
- キ その他緊急に輸送を必要とするもの

3 緊急輸送体制の確立

- ①町は、関係機関との連携により、輸送の優先順位、乗員及び輸送手段の確保状況、交通の混雑状況等を勘案し、円滑に緊急輸送を実施するものとする。
- ②町は、人員、車両等の調達に関して、関係機関のほか、県を通じ輸送関係省庁に支援を要請するとともに、必要に応じ県や周辺市町村に支援を要請するものとするものとする。
- ③町は、②によっても人員、車両等が不足するときは、原子力災害合同対策協議会等の場において、人員等の確保に関する支援を依頼するものとする。

4 緊急輸送のための交通確保

町道路管理者は、交通規制に当たる県警察と、原子力災害合同対策協議会において、相互に密接な連絡をとり、緊急輸送のための交通を確保するものとする。

第11節 救助・救急,消火及び医療活動

1 救助・救急及び消火活動

- (1) 町は、救助・救急及び消火活動が円滑に行われるよう、必要に応じ県又は原子力事業者その他の民間からの協力により、救助・救急及び消火活動のための資機材を確保するなどの措置を講ずるものとする。
- (2) 町は、災害の状況等から必要と認められるときは、消防庁、県、原子力事業者等に対し、応援を要請するものとする。この場合、必要とされる資機材は応援側が携行することを原則とする。

2 医療措置

1 基本方針

放射線被ばくまたは放射性物質による汚染（以下「被ばく等」という。）を受けた者及びそのおそれのある者並びに一般傷病者に対する検査・除染、救護等の緊急被ばく医療活動は、資料7-8に示す緊急被ばく医療体制にゆだね、これに協力する。

2 町の緊急被ばく医療活動

(1) 地域住民に対する事前指導

「総務班」は、県の緊急医療センター長から地域住民の線量等量（被ばく線量）を低減するため事前指導を行うよう要請されたときは、当該地域住民に対し広報活動を行うこととする。

(2) 救護所の設置

本部長は、必要があると認めるときは、県の防護対策本部長に対し、町域内のコンクリート屋内退避施設に県の救護所の設置を要請するものとする。また、県の緊急医療センター長から、町域内に救護所を設置する旨の連絡を受けたときは、その開設・運営に協力するものとする。「総務班」は、県の救護所が町域内に設置されたときは、被災住民に対する広報及び救護所の表示を行うものとする。

(3) ヨウ素剤の配布等

本部長は、県の緊急時医療センター長からヨウ素剤の服用または服用の中止及び回収を指示されたときは、当該区域の住民に対してヨウ素剤の配布、服用または服用の中止の連絡、回収を行うものとする。

第12節 飲食物に関する措置

1 暫定飲食物摂取制限

町は、県知事から飲食物の摂取制限につき指示を受けたとき、またはオフサイトセンターの原子力災害合同対策協議会での結論に基づき、遅滞なく指定された地域における当該飲食物の摂取の規制を行う。

飲食物等の摂取制限に関する指標

基準の種類	基準の概要	初期設定値 注1)			防護措置の概要
		核種	飲料水 牛乳・乳製品	野菜類、穀類 肉、卵、魚、 その他	
OIL 6	経口摂取による被ばく影響を防止するため、飲食物の摂取を制限する際の基準	放射性ヨウ素	300Bq/kg	2,000Bq/kg 注2)	1週間内を目途に飲食物中の放射性核種濃度の測定と分析を行い、基準を超えるものにつき摂取制限を迅速に実施
		放射性セシウム	200Bq/kg	500Bq/kg	
		ウラン	20Bq/kg	100Bq/kg	
		プルトニウム及び超ウラン元素のアルファ核種	1Bq/kg	10Bq/kg	

注1) 「初期設定値」とは緊急事態当初に用いるOILの値であり、地上沈着した放射性核種組成が明確になった時点で必要な場合にはOILの初期設定値は改定される。

注2) 根菜、芋類を除く野菜類が対象。

- (1) 町は、住民等に対するUPZ内の屋内退避又は避難のための立ち退きの勧告又は指示の連絡、確認等必要な緊急事態応急対策を実施する場合、当該勧告等の対象地域において、地域生産物の出荷制限及び摂取制限を実施するものとする。
- (2) 町は、原子力災害対策指針に基づいたスクリーニング基準を踏まえ、国及び県からの放射性物質による汚染状況の調査の要請を受け、又は独自の判断により、飲用水の検査を実施する。食品については、必要に応じ、県が行う放射性物質による汚染状況の調査に協力する。
- (3) 町は、原子力災害対策指針に基づいたOILの値や食品衛生法上の基準値を踏まえた国および県の指導・助言及び指示に基づき、飲食物の出荷制限、摂取制限等及びこれらの解除を実施するものとする。

2 飲料水に関する措置

(1) 飲料水の摂取の制限または禁止は次により行う。

ア 上水道の緊急給水停止

県災害対策本部長からの指示に従い、汚染された水源からの取水と同水道系統からの給水を停止する。緊急の取水・給水の停止は本部長が決定し、「水道班」が指示する。

イ 上水道の使用禁止

緊急取水・給水停止措置の前に汚染水が給水されたおそれがある場合は、当該系統の上水道の使用を禁止する。

ウ 井戸等の使用禁止

県災害対策本部長から使用禁止の指示を受けた区域内に所在する井戸等の使用を禁止する。

(2) 禁止指示の伝達

汚染水源の使用禁止、汚染のおそれのある飲料水の飲用禁止措置の伝達は、町防災行政用無線及び広報車により行い、伝達すべき内容は、次のとおりとする。

ア 禁止する施設及び区域

イ 禁止する理由

ウ 今後の見通し

エ 応急給水の実施方法

(3) 応急給水

「水道班」は、上水道及び井戸等の使用禁止措置がとられた地区に対して、被害をうけてない施設を利用して、搬送による応急給水を行う。

3 農畜産物に関する措置

農畜産物の摂取制限等の制限または禁止は、次により行う。

(1) 集出荷機関への指示

本部長は、県災害対策本部長から農畜産物の摂取及び採取の禁止・出荷制限等の措置を講じるよう指示された地区若しくは汚染のおそれが予想される地区について、農畜産物の生産者及び集出荷機関の責任者に、農畜産物の採取の禁止及び集出荷制限等必要な指示を行う。

(2) 摂取、採取、集出荷の禁止指示の伝達

農畜産物の摂取、採取及び集出荷の禁止指示の伝達は、「地域産業班」及び「総務班」が集出荷機関等の責任者に対しては電話で、住民に対しては町防災行政用無線及び広報車により行い、伝達すべき内容は次のとおりとする。

ア 対象となる農畜産物の種類

イ 禁止する区域

ウ 禁止する理由

エ 今後の見通し

第13節 防災業務関係者の安全確保

町は、緊急事態応急対策に係わる防災業務関係者の安全確保を図るものとする。

1 防災業務関係者の安全確保方針

町は、防災業務関係者が被ばくする可能性のある環境下で活動する場合には、原子力災害対策本部（又は現地災害対策本部）及び現場指揮者との連携を密にし、適切な被ばく管理を行うとともに、災害特有の異常心理下での活動において冷静な判断と行動が取れるよう配慮するものとする。

また、二次災害発生防止に万全を期するため、被ばくする可能性のある環境下で作業する場合の防災業務従事者相互の安全チェック体制を整えるなど安全管理に配慮するものとする。

2 防護対策

- ① 町長は、必要に応じ防災業務関係者に対し、防護服、防護マスク、線量計等の防護資機材の装着、安定ヨウ素剤の配備等必要な措置を図るよう指示するものとする。
- ② 町は、県やその他防災関係機関に対して、必要に応じ、防護服、防護マスク、線量計及び安定ヨウ素剤等の防護資機材の調達の協力を要請するものとする。

3 防災業務関係者の放射線防護

- ① 防災業務関係者の放射線防護については、あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。
- ② 町は、県と連携又は独自に職員の被ばく管理を行うものとする。
- ③ 町の放射線防護を担う班は、対策拠点施設等において、必要に応じ県など関係機関に対し除染等の医療措置を要請するものとする。
- ④ 町は、応急対策活動を行う町の防災業務関係者の安全確保のための資機材を確保するものとする。
- ⑤ 町は、応急対策を行う職員等の安全確保のため、対策拠点施設等において、国、県及び原子力事業者と相互に密接な情報交換を行うものとする。

第14節 自発的支援の受入れ等

町は、国内・国外から多くの善意の支援申し入れについて、適切に対応するものとする。

1 ボランティアの受入れ

町は、国、県及び関係団体と互に協力し、ボランティアに対する被災地のニーズの把握に努めるとともに、ボランティアの受付、調整等その受入れ体制を確保するよう努めるものとする。ボランティアの受入れに際して、被ばくに留意するとともに老人介護や外国人との会話力等ボランティアの技能等が効果的に活かされるよう配慮し、必要に応じてボランティアの活動拠点を提供する等、ボランティアの活動の円滑な実施が図られるよう支援に努めるものとする。

2 国民等からの義援物資、義援金の受入れ

(1) 義援物資の受入れ

町は、県及び関係機関等の協力を得ながら、国民、企業等からの義援物資について、受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し、その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部等並びに報道機関を通じて国民に公表するものとする。また、現地の需給状況を勘案し、同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

(2) 義援金の受入れ

町は、県と十分協議の上、義援金の使用について定めるものとする。その際、配分方法を工夫するなどして、出来る限り迅速な配分に努めるものとする。

第15節 行政機関の業務継続に係る措置

(1) 町は、庁舎の所在地が避難のための立ち退きの勧告又は指示を受けた地域に含まれる場合、あらかじめ定めた退避先へ退避するとともに、その旨を住民等へ周知する。なお、行政機関においては住民等の避難、学校等においては生徒等の避難を優先したうえで退避を実施するものとする。

(2) 町は、あらかじめ定めた業務継続計画に基づき、災害応急対策をはじめとして、退避後も継続する必要がある業務については、退避先において継続して実施するものとする。

第4章 原子力災害中長期対策

第1節 基本方針

本章は、原災法第15条第4項の規定に基づき原子力緊急事態解除宣言が発出された場合の原子力災害事後対策を中心に示したものであるが、これ以外の場合であっても、原子力防災上必要と認められるときは、本章に示した対策に準じて対応するものとする。

第2節 緊急事態解除宣言後の対応

町は、内閣総理大臣が原子力緊急事態解除宣言を発出した場合においても、引き続き存置される現地対策本部及び原子力被災者生活支援チームと連携して原子力災害事後対策や被災者の生活支援を実施するものとする。

第3節 原子力災害事後対策実施区域における避難区域等の設定

町は、国及び県と協議のうえ、状況に応じて避難区域を見直し、原子力災害事後対策を実施すべき区域を設定するものとする。

第4節 放射性物質による環境汚染への対策

町は、国、県、原子力事業者及びその他の関係機関と連携し、町域内の環境中の放射性物質の除去・除染を行う。

第5節 各種制限措置の解除

本部長は、県と連携を図り、緊急時モニタリング等による地域の調査、国が派遣する専門家等の判断、国の指導・助言及び指示に基づき、原子力災害応急対策として実施された、立ち入り制限、交通規制、飲食物の出荷制限・摂取制限等各種制限措置の解除を行うものとする。また、解除実施状況を確認するものとする。

第6節 災害地域住民に係る記録等

1 被災住民の登録

本部長は、損害賠償の請求等に資するため、コンクリート屋内退避所等に収容した住民について様式28「被災地住民登録様式」により登録し、様式29「被災地住民登録発行簿」に記録するものとする。

被災地住民登録様式は2部作成し、1部は被災者に交付し、1部は本部長が保管する。

2 被害調査の実施

本部長は、次に掲げる事項に起因して被災地住民がうけた被害を調査するとともに、必要な事項を記録するものとする。

- ア 退避・屋内退避等の措置
- イ 飲料水、食料等に関する各種規制措置
- ウ 立入禁止措置
- エ その他必要と認める事項

3 災害対策措置状況の記録

本部長は、被災地域の汚染状況図、応急対策措置及び事後対策措置を記録しておくものとする。

4 被災者の生活の支援

(1) 本部長は、県災害対策本部長と協力して、被災者の自立的再建を促進し、安定した生活の早期回復を図るため、必要に応じ義援金品の募集・配分、租税の減免に努めるとともに、資金の融資・貸付、損害賠償が円滑に行われるように努める。

(2) 本部長は、国、県と連携し、被災者の自立に対する援助、助成措置について、広く被災者に広報するとともに、できる限り総合的な相談窓口等を設置するものとする。居住地以外の市町村に避難した被災者に対しても、必要な情報や支援・サービスを提供するものとする。

第7節 住民の健康相談体制の整備

本部長は、国及び県とともに、防護対策を講じた地域住民に対して、必要に応じ心身の健康及び健康調査（健康診断等）を行うための体制を整備し実施するものとする。

第8節 風評被害等の影響の軽減

本部長は、国及び県と連携し、科学的根拠に基づく農林漁業、地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう、広報活動を行うものとする。

第9節 災害対策本部の解散

1 解 散

本部長は、応急対策がおおむね完了したと認めた場合は、本部を解散し、災害の状況を踏まえ原子力災害事後対策を実施する体制を設置する。

2 解散の通知等

町長は、災害対策本部の解散等について、防災関係機関及び報道機関等に通知し、町民に広報するものとする。

昭和41年度作成

平成9年3月	全部改正
平成10年2月	第1回修正
平成11年2月	第2回修正
平成12年7月	第3回修正
平成14年3月	第4回修正
平成15年8月	第5回修正
平成17年3月	第6回修正
平成19年2月	第7回修正
平成21年2月	第8回修正
平成25年6月	第9回修正